

様式第 1 - 6 (日本工業規格 A 列 4 番)

香 企 画 第 164 号  
令和 2 年 7 月 27 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称	香取市地域公共交通協議会
住 所	千葉県香取市佐原口 2127
代表者氏名	会長 為国 孝敏 印

地域内フィーダー系統確保維持計画認定申請書

地域内フィーダー系統確保維持計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

令和2年7月27日

（名称）香取市地域公共交通協議会

生活交通確保維持改善計画の名称
香取市生活交通確保維持改善計画（香取市地域内フィーダー系統確保維持計画）
1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
<p>香取市では、「香取市地域公共交通網形成計画」を令和2年3月に策定した。本計画では、地域間・都市間のアクセスを強化する公共交通の再編、各公共機関の相互連携・相互補完を基本方針とする。また、人口減少に伴う利用者の減少や高齢者の増加等の社会情勢を見据え、コミュニティバスの再編、乗合タクシーの制度見直し等により一層の効率化を図り、持続可能な公共交通体系の構築を目指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小見川西地区                     <p>小見川循環バスを引き続き運行することで、生活路線としての交通手段を確保し、公共交通空白地域の削減・縮小を図る。 (H21.10月～H24.3月実証運行、H24.4月～本格運行)</p> </li> <li>・小見川東・南・中央地区                     <p>乗合タクシーの試験運行を実施した結果、効果及び有用性が確認され、本格運行へ移行した。引き続き運行することで、公共交通空白地域の削減、縮小を図る。 (H25.10月～H27.9月実証運行、H27.10月～本格運行)</p> </li> </ul>
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
（1）事業の目標
<ul style="list-style-type: none"> <li>・小見川循環バス                     <p>目標 利用者数の増加 令和3年度 13,200人（直近年度実績 13,051人） 令和4年度 13,350人 令和5年度 13,500人</p> <p>目標 収支率の改善 令和3年度 16%以上（直近年度実績 15.2%、補助金除く） 令和4年度 17%以上 令和5年度 18%以上</p> </li> <li>・小見川乗合タクシー                     <p>目標 年間利用者数の増加 令和3年度 6,700人（直近年度実績 6,666人） 令和4年度 6,750人 令和5年度 6,800人</p> <p>目標 収支率の改善</p> </li> </ul>

<p>令和3年度 15%以上（直近年度実績 12.5%、補助金除く）</p> <p>令和4年度 17%以上</p> <p>令和5年度 19%以上</p>
<p><b>（２）事業の効果</b></p>
<p>小見川循環バス、小見川乗合タクシーを維持することで、小見川西・東・南地区の高齢者等の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。また、小見川地区の中心的な結節点である JR 小見川駅から、路線バス、鉄道等の交通ネットワークが連携・補完することで、効率的な運行体系を図れる。</p>
<p><b>3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体</b></p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・小見川循環バス 持続可能な運行体系の構築のため、ルート再編・運賃改定を実施する。（香取市、事業者） 中学卒業予定者等に対し、利用促進リーフレットを配布し意識啓発を行う。（香取市） 千葉県立小見川高等学校と協働による利用促進活動を行う。（香取市、高等学校） （香取市地域公共交通網形成計画 P73、75 参照）</li> <li>・小見川乗合タクシー 持続可能な運行体系の構築のため、運賃改定を実施する。（香取市、事業者） 事業周知リーフレットを刷新し、わかりやすい情報の提供を行う。（香取市） （香取市地域公共交通網形成計画 P73、76 参照）</li> </ul>
<p><b>4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者</b></p>
<p>地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付。</p>
<p><b>5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者</b></p>
<p>香取市から運行事業者への委託料については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担する。</p>
<p><b>6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称</b></p>
<p>千葉交通株式会社、京成タクシー成田株式会社</p>
<p><b>7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法</b> <b>【活性化法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】</b></p>
<p>※該当なし</p>
<p><b>8. 別表1の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要</b> <b>【地域間幹線系統のみ】</b></p>
<p>※該当なし</p>
<p><b>9. 別表1の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧</b> <b>【地域間幹線系統のみ】</b></p>
<p>※該当なし</p>
<p><b>10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項</b> <b>【地域間幹線系統のみ】</b></p>

※該当なし
11. 外客来訪促進計画との整合性 【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】
※該当なし
12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
別添の表5のとおり。
13. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の負担者【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
17. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
18. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標

※該当なし

(2) 事業の効果

※該当なし

19. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

20. 協議会の開催状況と主な議論

《平成 28 年 6 月 22 日（第 19 回）》  
平成 29 年度計画の審議・合意  
香取神宮への公共交通機関利便性向上についての審議・合意  
《平成 28 年 7 月 8 日（第 20 回）（書面会議）》  
香取神宮への循環バス延伸ルート変更についての審議・合意  
《平成 29 年 1 月 23 日（第 21 回）》  
事業の実施状況についての報告  
佐原循環バス（北佐原・新島ルート）路線変更についての審議・合意  
《平成 29 年 6 月 29 日（第 22 回）》  
平成 30 年度計画の審議・合意  
《平成 30 年 1 月 23 日（第 23 回）（書面会議）》  
地域公共交通確保維持改善事業の事業評価についての審議・合意  
佐原循環バス（北佐原・新島ルート）路線変更についての審議・合意  
小見川循環バス（東南ルート）路線廃止についての審議・合意  
《平成 30 年 5 月 23 日（第 24 回）（書面会議）》  
香取市地域公共交通協議会規約改正についての審議・合意  
《平成 30 年 6 月 25 日（第 25 回）》  
平成 31 年度計画の審議・合意  
《平成 31 年 1 月 9 日（第 26 回）（書面会議）》  
地域公共交通確保維持改善事業の事業評価についての審議・合意  
《平成 31 年 3 月 20 日（第 27 回）（書面会議）》  
香取市地域公共交通協議会設置要綱等の改正についての審議・合意  
《令和元年 6 月 8 日（第 28 回）》  
令和 2 年度計画の審議・合意  
《令和元年 10 月 15 日（第 29 回）》  
香取市地域公共交通協議会設置要綱等の改正についての審議・合意  
《令和元年 11 月 29 日（第 30 回）（書面会議）》  
佐原循環ワゴンの運行に係る仕様についての審議・合意  
《令和 2 年 1 月 27 日（第 31 回）》  
地域公共交通確保維持改善事業の事業評価についての審議・合意  
《令和 2 年 3 月 24 日（第 32 回）》  
香取市地域公共交通網形成計画策定についての審議・合意  
《令和 2 年 5 月 8 日（第 33 回）（書面会議）》  
香取市地域公共交通協議会設置要綱等の改正についての審議・合意  
《令和 2 年 6 月 19 日（第 34 回）（書面会議）》  
佐原循環バス周遊ルートの運休からの運行再開について審議・合意  
《令和 2 年 7 月 27 日（第 35 回）（書面会議）》  
令和 3 年度計画の審議・合意

21. 利用者等の意見の反映状況	
協議会の構成員には、市民代表、社会福祉協議会、高齢者クラブ連合会の代表者が参画している。	
22. 協議会メンバーの構成員	
地方運輸局	国土交通省関東運輸局千葉運輸支局首席運輸企画専門官 佐藤 義尚
関係都道府県	千葉県総合企画部交通計画課 企画調整班長 渡邊 彰
識見を有する者	NPO 法人まちづくり支援センター 代表理事 為国 孝敏（会長）
交通事業者・交通施設管理者等	一般社団法人千葉県バス協会 専務理事 成田 斉 一般社団法人千葉県タクシー協会 専務理事 土屋 信乃夫 北総自動車株式会社 代表取締役 金親 康祐 京成タクシー成田株式会社 代表取締役 篠崎 秀樹 千葉交通株式会社 取締役 河合 俊彦 関鉄観光バス株式会社 代表取締役 廣瀬 貢司 ジェイアールバス関東株式会社 関東支店長 今井 信彰 晃進物流株式会社 代表取締役 黒田 晃嗣 関鉄グリーンバス株式会社 代表取締役 長津 博樹 関東鉄道株式会社 常務取締役 武藤 成一 東日本旅客鉄道株式会社 佐原駅 駅長 岡崎 秀志 千葉県香取土木事務所 所長 山口 浩 千葉県香取警察署 交通課長 内田 隼人
その他協議会が必要と認める者	千葉交通労働組合 書記長 伊藤 賢 市民代表（佐原地区） 関 謙次郎 市民代表（小見川地区） 根本 武彦 市民代表（山田地区） 齋藤 武好 市民代表（栗源地区） 高橋 稔 香取市社会福祉協議会 事務局長 下川 裕之 香取市高齢者クラブ連合会 会長 秋葉 源憲
香取市	総務企画部長 浅野 仙一 生活経済部長 宮崎 秀行 福祉健康部長 畔蒜 孝 建設水道部長 斎藤 栄造 教育部長 増田 正記

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）千葉県香取市佐原口 2127

（所 属）総務企画部企画政策課

（氏 名）京増 健人

（電 話）0478-50-1206

（e-mail）kikaku@city.katori.lg.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

3年度

市区町村	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	再 編 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の 別	基準口で 該当する 要件	接続する補助対象 地域間幹線系統等 との接続確保策	基準二で該 当する要件 (別表7のみ)
香取市	千葉交通株式会社	(1) 小見川循環バス(NC-10-1)	小見川駅	小見川 総合病院	小見川駅	往22.9km 循環	243日	1,458回		路線定期運行	②-(2)	生活交通として鉄道又は他のバス路線との乗り継ぎを考慮した運行時刻又は運行経路の設定	③
	千葉交通株式会社	(2) 小見川循環バス(NC-10-9)	小見川駅	城山公園	小見川駅	往3.6km 循環	243日	972回		路線定期運行	②-(2)	生活交通として鉄道又は他のバス路線との乗り継ぎを考慮した運行時刻又は運行経路の設定	③
	京成タクシー成田株式会社	(3) 小見川乗合タクシー		小見川 東・南・中央		往 km 復 km	243日	3,454回		区域運行	②-(2)	休止した小見川循環バスを引き継ぎ、生活交通として鉄道又は他のバス路線との乗り継ぎを考慮した共通乗降場所を設定	③
		(4)				往 km 復 km	日	回					
		(5)				往 km 復 km	日	回					

(注)

1. 区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記することとし、「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。
5. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークと、どのように接続を確保するかについて記載する。
6. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

2年度

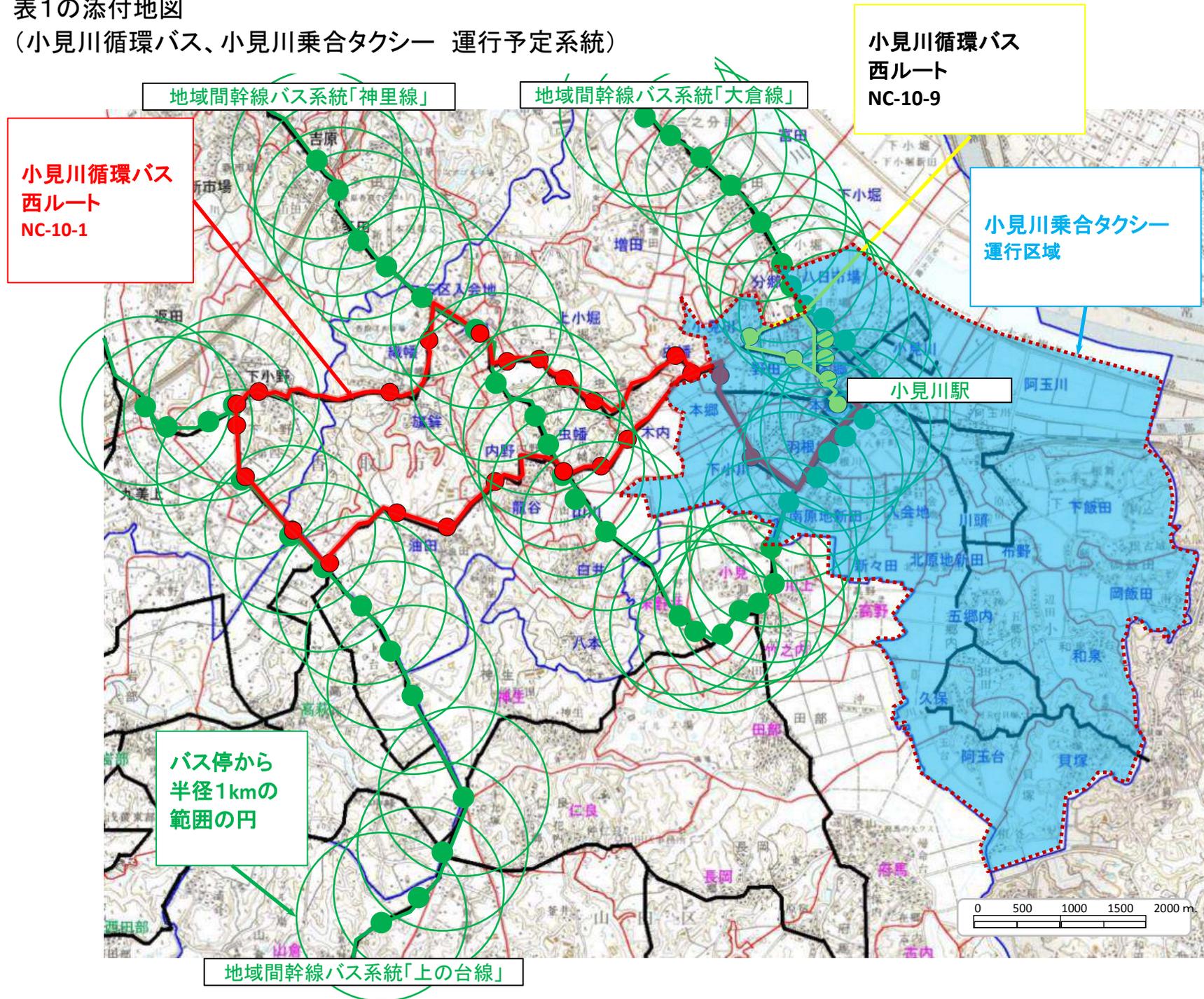
市区町村	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	再 編 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の 別	基準口で 該当する 要件	接続する補助対象 地域間幹線系統等 との接続確保策	基準二で該 当する要件 (別表7のみ)
香取市	千葉交通株式会社	(1) 小見川循環バス(NC-10-1)	小見川駅	小見川 総合病院	小見川駅	往22.9km 循環	244日	1,464回		路線定期運行	②-(2)	生活交通として鉄道又は他のバス路線との乗り継ぎを考慮した運行時刻又は運行経路の設定	③
	千葉交通株式会社	(2) 小見川循環バス(NC-10-9)	小見川駅	城山公園	小見川駅	往3.6km 循環	244日	976回		路線定期運行	②-(2)	生活交通として鉄道又は他のバス路線との乗り継ぎを考慮した運行時刻又は運行経路の設定	③
	京成タクシー成田株式会社	(3) 小見川乗合タクシー		小見川 東・南・中央		往 km 復 km	244日	3,402回		区域運行	②-(2)	休止した小見川循環バスを引き継ぎ、生活交通として鉄道又は他のバス路線との乗り継ぎを考慮した共通乗降場所を設定	③
		(4)				往 km 復 km	日	回					
		(5)				往 km 復 km	日	回					

(注)

1. 区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記することとし、「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。
5. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークと、どのように接続を確保するかについて記載する。
6. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。

表1の添付地図

(小見川循環バス、小見川乗合タクシー 運行予定系統)



## 小見川循環バス時刻表改正のお知らせ

小見川循環バスのこれまでの利用状況や、小見川駅での電車への（電車からの）乗り継ぎを考慮し、【平成28年4月1日（金）から】、循環バスの時刻表を改正します。

※運行ルート・バス停・運賃等に変更はありません。詳しくは裏面をご覧ください。

バス路線の維持・確保のためには、地域の皆さんに積極的にバス（公共交通）を利用させていただく必要があります。

生活の足を守るため、皆様の積極的なご利用をお願いします。

## 小見川循環バス 運行ルート図

（平成28年4月1日改正）

※城山公園方面へのルートは、右回りと左回りに回るものの2つがあります。詳細については、裏面時刻表をご覧ください。



### 西ルート

小見川総合病院 ~ 本多病院前 ~  
上小堀 ~ 織幡 ~ 油田入口 ~  
本多病院前 ~ 小見川総合病院 ~  
小見川駅 ~ 城山公園



西ルート車両イメージ図

### 【問い合わせ】

香取企画政策課

電話：0478-50-1206

# 小見川循環バス（西ルート）時刻表

平成28年4月1日改正

停留所名		第1便	第2便	第3便	第4便	第5便	第6便	第7便	第8便
西 ル ー ト	小見川駅	6:25		8:25	11:30	13:40	15:00		17:40
	踏切前	6:26		8:26	11:31	13:41	15:01		17:41
	小見川支所	6:27		8:27	11:32	13:42	15:02		17:42
	小見川総合病院	6:28		8:28	11:33	13:43	15:03		17:43
	南原地	6:29		8:29	11:34	13:44	15:04		17:44
	下小川入口	6:31		8:31	11:36	13:46	15:06		17:46
	カインズ前	6:33		8:33	11:38	13:48	15:08		17:48
	本多病院前	6:35		8:35	11:40	13:50	15:10		17:50
	桑畑	6:35		8:35	11:40	13:50	15:10		17:50
	虫幡	6:38		8:38	11:43	13:53	15:13		17:53
	清水	6:39		8:39	11:44	13:54	15:14		17:54
	上小堀	6:40		8:40	11:45	13:55	15:15		17:55
	平石	6:41		8:41	11:46	13:56	15:16		17:56
	工業団地	6:43		8:43	11:48	13:58	15:18		17:58
	織幡	6:45		8:45	11:50	14:00	15:20		18:00
	織幡青年館	6:46		8:46	11:51	14:01	15:21		18:01
	下小野入口	6:49		8:49	11:54	14:04	15:24		18:04
	下小野神社前	6:50		8:50	11:55	14:05	15:25		18:05
	下小野中央公会堂	6:51		8:51	11:56	14:06	15:26		18:06
	一軒家	6:52		8:52	11:57	14:07	15:27		18:07
	富士見野	6:54		8:54	11:59	14:09	15:29		18:09
	上の台	6:55		8:55	12:00	14:10	15:30		18:10
	油田入口	6:57		8:57	12:02	14:12	15:32		18:12
	油田青年館	6:58		8:58	12:03	14:13	15:33		18:13
	竜谷	6:59		8:59	12:04	14:14	15:34		18:14
	神里農協前	7:02		9:02	12:07	14:17	15:37		18:17
	虫幡入口	7:04		9:04	12:09	14:19	15:39		18:19
	木内堰	7:06		9:06	12:11	14:21	15:41		18:21
	本多病院前	7:07		9:07	12:12	14:22	15:42		18:22
	カインズ前	7:08		9:08	12:13	14:23	15:43		18:23
下小川入口	7:10		9:10	12:15	14:25	15:45		18:25	
南原地	7:12		9:12	12:17	14:27	15:47		18:27	
小見川総合病院	7:13		9:13	12:18	14:28	15:48		18:28	
小見川支所	7:14		9:14	12:19	14:29	15:49		18:29	
踏切前	7:15		9:15	12:20	14:30	15:50		18:30	
小見川駅	7:16		9:16	12:21	14:31	15:51		18:31	
城 山 行 き （ 右 回 り）	小見川駅	7:35	7:53	城 山 行 き （ 左 回 り）	小見川駅	16:07	17:10		
	新田橋	7:36	7:54		新田橋	16:08	17:11		
	野田青年館	7:38	7:56		さくら館	16:09	17:12		
	城山公園	7:39	7:57		小見川郵便局	16:10	17:13		
	小見川郵便局	7:42	8:00		城山公園	16:13	17:16		
	さくら館	7:43	8:01		野田青年館	16:14	17:17		
	新田橋	7:44	8:02		新田橋	16:16	17:19		
	小見川駅	7:45	8:03		小見川駅	16:17	17:20		

## 【運行日】

月曜日から金曜日まで

※土・日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）は運休



西ルート車両イメージ図

## 【運賃】

大人…300円、 中学・高校生…100円、 小学生以下・障害者手帳所持者…無料

※車内には両替機が設置されていませんので小銭の用意をお願いします。

## 【割引制度等】

回数乗車券…12枚綴り3,000円（大人のみ）

1日フリー乗車券…大人600円、 中学・高校生200円

（乗り放題券）

## 【問い合わせ】

香取市企画政策課

電話 0478-50-1206

🚗 乗ろうよ

# 香取市乗合タクシー



公共交通利用促進キャラクター のりたろう

乗合タクシーとは、同じ時間帯の便を予約された方が、他の方と乗り合ってそれぞれの目的地まで運行するタクシーです。香取市では、セダンタイプのタクシー車両（定員4名）2台で運行しています。

運行区域は、小見川中央地区・東地区・南地区になります。自宅から共通乗降場所まで送迎します。

## 利用手順

- ① 利用者登録 → ② 電話予約 → ③ 自宅から共通乗降場所へ



- 1.登録番号
- 2.氏名・住所
- 3.利用日時
- 4.乗降場所  
お伝えください



## 利用上の注意点

- 乗合タクシーは、一般タクシーや介護タクシーとは異なります。
- お伺いの際、予約時間から10分を過ぎてもご利用がない場合は、キャンセルと扱います。
- 介助者が必要な場合は、介助者も予約が必要です。
- 往復で利用する場合は、帰りの便の予約が必要です。
- 自宅とは、自宅前の公道等のことです。敷地内への乗りつけは行いません。
- 決められた乗降場所以外での乗り降りはできません。

## 利用者登録

登録用紙に必要事項を記入のうえ、香取市役所企画政策課、または、小見川支所支所管理班に提出してください。登録された方には、後日、登録カードを送付します。

### お問い合わせ

香取市役所 企画政策課 タクシー担当

☎0478-50-1206



<イメージ>

## デマンド交通の運行内容

### 利用できる方

香取市小見川中央地区、東地区、南地区在住者で  
事前登録をした方  
原則、1人でタクシーの乗り降りが可能な方

### 運行日

月曜日から金曜日（祝日、12月29日から1月3日は除く）

### 乗車1回あたりの運賃

大人	400円
障害者手帳所持者	100円
中高生	200円
小学生	100円
未就学児	無料
介助者	無料

### 運行時間、便数

予約の受付は、利用の1週間前から  
予約期限までです。

	出庫時間	予約期限
第1便	8:00	前運行日まで
第2便	9:00	当日 8:30
第3便	10:00	9:30
第4便	11:00	10:30
第5便	12:00	11:30
第6便	13:00	12:30
第7便	14:00	13:30
第8便	15:00	14:30
第9便	16:00	15:30

## 共通乗降場所

乗降場所の名称			
病院・医院	中田内科医院	公共施設等	いぶき館
	馬場医院		さくら館
	本多病院外来附属診療所		地域活動支援センター
	石橋医院		スポーツコミュニティセンター
	香取おみがわ医療センター		B & G 海洋センター
	小見川ひまわりクリニック		城山公園
	本多病院		くろべ運動公園
郵便局	小見川郵便局	大規模店舗舗	おみがわ聖苑
	小見川東郵便局		小見川消防署
	小見川八軒町簡易郵便局		少年自然の家
金融機関	千葉銀行小見川支店		小見川幹部交番
	京葉銀行小見川支店		香取市商工会
	佐原信用金庫小見川支店		アピオ
	銚子商工信用組合小見川支店		マルヘイストア
駅	J A かつり小見川支店		カインズ
	小見川駅		しまむら

**予約センター ☎0478-83-5070**

予約受付時間 月曜日から金曜日 8:00~17:00（祝日、12月29日から1月3日は除く）

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	香取市
-------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	68,059
交通不便地域	6,423

交通不便地域の内訳

人口	対象地区	根拠法
6,423	小見川地区	局長指定

地域公共交通網形成計画、地域公共交通再編実施計画の策定年月日及び算定式適用開始年度

計画名	策定年月日	算定式適用開始年度
香取市地域公共交通網形成計画	令和2年3月25日	令和3年度

(※参考)

対象人口	算定式	国庫補助上限額
6,423	6,423人 × 150円 + 560万円	6,563,000

(※) 省略可。

協議会において承認を得る必要があるなど、自治体の必要性に応じて記載可。  
 なお、記載する場合の適用算定式においては、直近の地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に係る国庫補助上限額の算定式をご活用ください。

(1) 記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。  
 ※なお、実施要領等で別に定める場合は、それによること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。

3. 「交通不便地域」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(口②(1))に記載のある過疎地域の人口及び交付要綱別表7(口②(2)(実施要領の2.(1)⑭))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が上記3.に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。

(2) 添付書類

1. 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図  
(ただし、全域が交通不便地域となる場合には省略可)

市内公共交通ルート図と空白地域の位置

